飼い主のいない猫とともに住みよいまちにするための☆地域猫活動☆

1 地域猫って何ですか？

地域で管理（不妊去勢手術・適切なエサやり・トイレの設置等）をされている飼い主のいない猫のことです。

☆地域猫（管理されている猫）とノラ猫（管理されていない猫）との違いは何ですか☆

ノラ猫は飢えをしのぐために、ごみをあさったり人の食べ物を奪うなど、小動物のペットを襲うこともあります。また、あちらこちらで糞尿をして、人に迷惑をかけます。さらに、不妊・去勢をしていないため、むやみに繁殖し、発情期における猫同士のけんかや鳴き声により、夜間に騒音を発し迷惑をかけます。

一方、地域猫は、餌や水やりの場所は決められ、トイレの設置も行われ、排せつ物の処理や周辺の清掃など地域住民で管理を行ないます。また、不妊去勢手術が行われることで尿の臭いがうすくなるうえ発情期の鳴き声やけんかが減り、繁殖等が抑えられ、徐々に数を減らすよう管理されています。

このように、ノラ猫を排除するのではなく、ノラ猫によるトラブルをなくすために、地域住民が協力し管理しているのが地域猫です

※飼い猫は、病気や怪我を防ぐために室内飼いをし、終生飼養をしましょう！

終生飼養⇒飼い始めたら、生涯面倒を見続けること、飼えなくなったら、責任を持って新しい飼い主を探しましょう。

2なぜ、人と猫は共に暮らすようになったのですか？

☆猫のおはなし☆

昔、ヨーロッパでは魔女狩りが始まり魔女の使いと思われた猫が大量に捕まえられて、殺処分が行われていました。やがて、ヨーロッパから猫がいなくなり、ネズミが大量に繁殖しネズミを媒介して「ペスト」という病気が大流行しました。

それからは、ネズミを退治することができる猫が重宝されるようになり、猫は人の役に立ちながらともに歩んできた歴史があります。

日本に猫が来たのは仏教が伝わり始めた538年頃、中国と日本の貿易が盛んになり、中国から船でさまざまな荷物が日本に運ばれた際、荷物をネズミから守るために一緒に猫も乗船してきたそうです。

細菌学者である北里柴三郎氏の文献によると、明治27年、香港でペストが発見され、明治32年に国内にもペストが流行し、ペスト菌を持つネズミを退治するために、人と猫が共に暮らすことが推奨されるようになったそうです。

ちなみにペストがはやった東京では、役所がねずみ1匹を5銭で買い上げたそうです。当時おそば一杯が2銭もしなかったので、皆で争ってねずみ捕りにかけ回ったということです。

昭和に入ると日本国内からペストはなくなりました。（猫も大活躍）

今では、都市化が進み穀物を守るなどのためにネズミを捕る猫を飼うといった必要性がなくなりましたが、家族の一員のペットとして人と共に暮らすようになりました。

現在、どこの地域にもいる飼い主のいない猫も、歴史をさかのぼれば私たちを守ってくれた猫たちの子孫だと言えます。

参考文献：北里柴三郎 HP（1 億人以上の命を奪った、ペストの恐怖）

3飼い主のいない猫で困っていませんか？

☆地域で猫の面倒をみている人の話
・飼い猫が捨てられてエサをあげないと死んでしまう。
・飼い主のいない猫を減らして行きたい。
・猫を助けたい。
・フン・尿の世話などしているが、トイレの設置の協力が得られない。
・不妊・去勢手術のための捕獲場所の理解・協力をしてほしい。

☆地域での猫に困ってる人の話
・ゴミを荒らされる。
・家の庭に猫がふん尿をする･･･忌避剤も試してみたが、それでも猫が来てしまう。なんとかならないか？
・隣の人がエサをあげているが、食べ残しを片づけないので不衛生だ。注意をしたいが、近所で、直接言いにくい。
・猫なんていないほうが良い

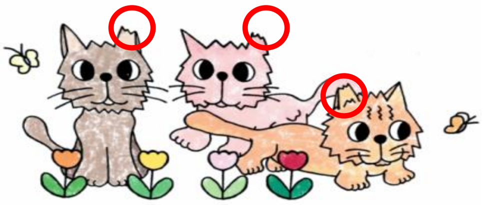

○ ←不妊・去勢手術後の目印（耳先カット他）

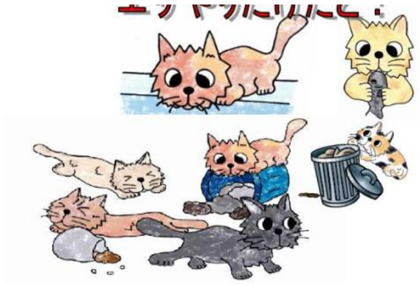

地域の皆さんの悩みは同じです

飼い主のいない猫を地域に増やしたくない！

４地域猫対策活動はどんな取り組みをするのですか？

“動物の愛護と適切な管理　人と動物の共生を目指す”

〇地域での生息確認
＊生息確認し、猫の状況を把握することが、地域に猫を増やさないことに繋がります。
＊新しく地域に侵入した猫を早期に見つけましょう。
＊失踪・死亡等した猫の把握をしましょう。

〇適切なエサやり
＊　時間・場所を決めて容器に入れ、食べ終わったら、片付けましょう。
＊　後片付けと周辺の清掃をしましょう
＊　エサをあげる場所は、地域の方や所有者の理解や許可を得ましょう。

〇トイレの設置(フンの清掃)
＊糞を片付けることやトイレも用意して、周辺の清掃も積極的に行いましょう。
＊人目につかない静かな場所(物陰など)を選びましょう。
＊プランター（育苗箱）など深さのある水はけのよい入れ物を使い　園芸用の土や砂などを入れ、表面を柔らかく盛り付けましょう。

〇不妊・去勢手術の実施
＊飼い主のいない猫の不妊・去勢手術をすると、目印として猫の耳先のカット（U・V・一文字型）・ピアス・イレズミ等をします。
＊手術後は、捕獲した元の生息場所に戻しましょう。
（捕獲→手術→元の場所に戻す→見守り）
＊最後まで見守りましょう。
＊目黒区には、手術費助成金制度があります。詳細は、目黒区ホームページをご覧いただくか、担当係までご連絡ください。

「地域猫活動」とは、ノラ猫をゼロにするのではなく、ノラ猫によるトラブルのゼロを目指します。

以上のことを成功させるには、地域の皆様の協力なくしてはできません。

☆地域住民
＊地域にいる猫の把握
＊適切なエサやり、適切なエサ場所
＊トイレ設置場所の提供、トイレ周辺の清掃
＊不妊･去勢手術、手術後の管理等

地域猫活動

☆ボランティア
＊トイレ、エサやりのアドバイス
＊不妊去勢手術のサポート等
＊行政と協力、相談対応

☆行　　政
＊普及啓発
＊捕獲器の貸出
＊不妊去勢手術費助成
＊ボランティアの紹介　等

５地域猫対策のモデルケース（駒場町会事例）

活動連携図

町会長

目黒区（広報・地域説明等）

町会環境衛生部長

ボランティア 一時協力（エサやり・捕獲・不妊去勢手術等）

地域単位 地域住民等が参加（役割の分担）

（１）町会周知活動：ポスターチラシ等回覧・定例意見交換会会等の開催

（２）エサやり・管理・生息調査・トイレの設置・清掃等 ※協力員の発掘

（３）捕獲・不妊去勢手術・元に戻す・見守りの、ＴＮＲＭ(※注１）

（４）イベントの企画・準備・参加 ※地域住民への理解を深め、地域の猫情報を得る機会

※注１：Trap/捕獲活動，Neute／不妊去勢手術活動，
Return／元の生息場所に戻す活動、Management/見守り活動

地域猫活動は、「飼い主のいない猫を愛護動物として命を大切にし、一代限りの命を全うさせる」環境改善活動でもあります。

６動物愛護法

「最近猫が増えてきた」「猫のフンで困っている」「どこかに連れて行ってもらいたい」、このような相談が多く保健所に寄せられていますが、動物愛護法により守られているため、猫を捕獲しての遺棄や処分することはできません。動物の愛護及び管理に関する法律で下記のように定められています。

★愛護動物を殺傷した場合
5年以下の懲役または
500万円以下の罰金

★愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の懲役または
100万円以下の罰金

☆発行☆　目黒区保健所生活衛生課生活環境係
03（5722）9505